

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 村上工業株式会社
 法人番号: 4500001008120
 住 所: 愛媛県大洲市若宮528番地1
2. 指名停止措置期間: 令和6年5月31日から令和6年6月30日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 四国地方測量部管内
4. 事実概要:

四国地方整備局大洲河川国道事務所発注の「令和4年度 肱川架替迂回路仮橋撤去工事」(工期:R4.7.15~R6.3.29)において、事務所管内の資材置場に仮置きしていた鋼材(仮橋撤去に伴い発生した現場発生品)を発注者が確認した際、運搬された現場発生品の重量と鋼材の設計重量に乖離があることが判明した。このため、受注者の村上工業(株)が調査を行ったところ、当該工事の現場代理人が当該鋼材の一部を持ち出して売却していたことが発覚した。

この後、受注者から、本案件の発覚が工期末間近の時期であること、不足する鋼材を工期末までに補填(現物補償)ができない旨の報告を受けたことから、現場発生品の不足分相当額について損害賠償を請求したものである(損害賠償金は本工事完成に係る精算払い時において相殺済み(R6.4.10))。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である村上工業(株)の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第1第4号(契約違反)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

措 置 要 領	期 間
1~3 略	略
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内
5~8略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
 国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落 合 昇 電話 029-864-4385 (直通)
 総務部契約管理官 澤 畠 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)